

岩倉市予防接種費用徴収要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき実施する予防接種（以下「予防接種」という。）に要する予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「令」という。）第33条に規定する実費の一部（以下「費用」という。）を徴収するため、必要な事項を定めるものとする。

(予防接種の対象とする疾病)

第2条 この要綱において予防接種の対象とする疾病は、法第2条第3項に規定するB類疾病のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 法第2条第3項第1号に規定するインフルエンザ（以下「インフルエンザ」という。）
- (2) 令第2条に規定する肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）
（以下「高齢者肺炎球菌感染症」という。）
- (3) 令第2条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）
- (4) 令第2条に規定する帯状疱疹^{ほうしん}（以下「帯状疱疹^{ほうしん}」という。）

(対象者)

第3条 予防接種の対象者は、予防接種を受ける日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき岩倉市の住民基本台帳に記載されている者で、次の各号に掲げる疾病の区分に応じ、当該各号に定めるものとする

- (1) インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症 次のいずれかに該当する者
 - ア 予防接種を受ける日において、65歳以上の者
 - イ 予防接種を受ける日において、60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (2) 高齢者肺炎球菌感染症 既に肺炎球菌感染症の予防接種を受けたことがある者を除き、次のいずれかに該当する者

- ア 予防接種を受ける日において、65歳の者
- イ 予防接種を受ける日において、60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

(3) 帯状疱疹^{ほうしん} 既に帯状疱疹^{ほうしん}の予防接種を受けたことがある者を除き、次のいずれかに該当する者。

- ア 予防接種を受ける年度において、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳の者。ただし、令和7年度に限り、令和7年3月31日において100歳以上の者も対象とする。
- イ 予防接種を受ける年度において、60歳以上65歳未満の者であつて、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

2 前項に定める者のほか、市長が必要と認める者を予防接種の対象者とすることができる。

(費用の徴収)

第4条 費用は、岩倉市と委託契約を締結した医療機関（以下「受託医療機関」という。）の窓口で、予防接種を受ける者から徴収する。

(費用の額)

第5条 徴収する費用の額は、予防接種を受ける者1人1回につき、次の各号に掲げる疾病の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) インフルエンザ 1, 200円
- (2) 高齢者肺炎球菌感染症 2, 500円
- (3) 新型コロナウイルス感染症 2, 000円
- (4) 帯状疱疹^{ほうしん}

ア 乾燥弱毒生水痘ワクチン 2, 500円

イ 乾燥組換え帯状疱疹^{ほうしん}ワクチン 6, 500円

(費用の免除申請等)

第6条 第3条に規定する対象者で、次の各号のいずれかに該当する者(以下「免除者」という。)は、第4条の規定にかかわらず、申請によりその

費用を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯に属する者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付世帯に属する者

2 費用の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、予防接種を受ける前に、岩倉市予防接種費用免除申請書（様式第1。以下「免除申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者の同意を得て、岩倉市において免除者であることが確認できる場合は、書類の添付を省略することができる。

- (1) 生活保護受給証明書又は市民税非課税証明書
- (2) 住所地を証明する書類

3 市長は、申請者が免除者に該当すると認めるときは、速やかに岩倉市予防接種費用免除券（様式第2。以下「免除券」という。）を交付するものとする。

4 受託医療機関は、予防接種を実施する場合において、免除券を使用する者からは費用を徴収しないものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、免除者が免除申請書を提出する前に予防接種を受けた場合又は受託医療機関以外で予防接種を受けた場合についても、費用を免除することができる。この場合において、費用の免除は、当該免除者の岩倉市予防接種費用償還払申請書（様式第3）による申請に基づき行うものとする。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

（岩倉市インフルエンザ予防接種費用徴収要綱の廃止）

2 岩倉市インフルエンザ予防接種費用徴収要綱（平成13年11月15日施行）は、廃止する。

(岩倉市高齢者肺炎球菌予防接種費用徴収要綱の廃止)

- 3 岩倉市高齢者肺炎球菌予防接種費用徴収要綱（平成26年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。